

重度障害者の医療助成、「精神」への拡大進む

24 道県実施、鹿児島県は除外

重度心身障害者医療費助成（重心医療）制度の助成対象に、精神障害を加える動きが全国で進んでいる。2014 年度中に新たに 3 県が対象を拡大し、都道府県レベルでの実施数が過半数の 24 道県に達した。一方で鹿児島など 23 都府県は対象から外しており、地域で対応が分かれている。

精神障害は 1993 年の障害者基本法改正で「障害者」と位置付けられ、1995 年までは福祉サービスに必要な手帳制度も整備されていなかった。重心医療制度での行政対応のばらつきは、身体・知的障害と比べて福祉の遅れが指摘される精神障害者の現状を象徴するものといえそうだ。

南日本新聞が各都道府県に実施した聞き取り調査では、1994 年までは岩手、茨城、群馬、山口の 4 県が「障害年金 1 級受給者」の位置付けで精神障害者にも助成していた。その後、手帳制度化を受けて対

象拡大の動きが出始め、特に障害者福祉サービスを一元化する障害者自立支援法が成立した 2005 年から加速。20 年間で 6 倍に増えた。

こうした動きに対し、助成対象にしていない 23 都府県は「財政的に難しい」、「関係団体などから要望がない」などを理由に挙げる。ただ、4 都県（東京、愛知、滋賀、沖縄）は、精神科への通院医療費に限りて助成する別制度を設けていた。

鹿児島県障害福祉課によると、鹿児島は 1974 年に制度を導入。対象を ① 重度の身体障害者 ② 重度の知的障害者 ③ 一定水準の身体障害、知的障害を重複して持つ者一に限っている。他県には市町村が独自に精神障害者を対象に加える例もあるが、県内ではこうしたケースもないという。

（南日本新聞・鹿児島 2015 年 7 月 2 日）

